

個人所得税の商業健康保険料控除制度の新設

2016年2月1日から、上海市の大部分の区において、企業等が行う個人所得税の源泉徴収に関する申告に新しい申告システムが採用されています。新しい申告システムでは、大きく二つの機能が追加されています。一点目は、外国人（中国国内の地域を含む）に関する申告について、これまで以上に詳細な申告が行えるようになったという点です。また、二点目は、2016年1月1日より新設された商業健康保険料控除に関する申告が可能となったという点です。今回は、この二点目の商業健康保険料控除制度の内容とこの制度が企業にもたらす影響について概説します。

1. 個人所得税の申告及び納税制度

中国では、給料所得者（いわゆるサラリーマン）の個人所得税は、原則として、給料の支給者（以下では、例として「企業」とのみ表示します。）が源泉徴収したうえ、毎月、申告及び納税を行うことで納税が完了します。（個人の年度申告により一定の調整を行う余地は認められています。）そのため、企業は、毎月、法令に基づいて従業員の課税所得を確認し、個人所得税の源泉徴収及び納税額の計算を行う必要があります。この従業員の課税所得は、給料収入から法令が認める金額を差し引いて計算されますが、この給料収入から差し引くことを「所得控除」と言います。これまでは、この「所得控除」について、基本的には、社会保険料の個人負担額の控除（社会保険料控除）と、すべての人に対して認められる基礎控除（3,500元、外国人の場合には4,800元）以外については認められておりませんでした。

2. 商業健康保険料控除制度の概要

商業健康保険料控除制度は、要件を満たす商業健康保険料を負担している個人について、保険料額の月額相当額の「所得控除」を認める制度です。ただし、この控除額は毎月200元が上限とされており、年間で2,400元を超過する部分については控除が認められません。なお、商業健康保険料控除制度については、以下の条件に注意が必要となります。

注意事項	内容
(1)対象となる地域	現時点では、上海市、北京市、天津市、重慶市など、通達で指定された地域に所在する企業等で給料所得を得る従業員に限定されています。 今後、問題がなければ全国にて適用されることになるものと考えられます。
(2)対象となる商業健康保険	対象となる保険商品については、通達の条件に適合していることを前提とし、保監会の批准が必要とされています。 すべての健康保険が対象となるわけではない点に注意が必要といえます。
(3)商業健康保険料控除の条件	対象となる商業健康保険を購入し、保険証書（保単）の発行を受ける必要があります。この保険証書（保単）には、「被保険者名」及び「識別番号」が記録されており、この「識別番号」は企業が

注意事項	内容
(4)商業健康保険料控除の上限	毎月 200 元、年間で 2,400 元が上限とされます。

3. 商業健康保険料控除制度が企業にもたらす影響

商業健康保険料控除制度は個人所得税に関する制度ですので、この意味では企業が直接に影響を受けることはないものといえます。しかしながら、①従業員の給料について手取金額で契約している場合、②従業員福利として企業が従業員の商業健康保険料を支出している場合、については、間接的に企業にも影響が及ぶため、十分な注意と対策が必要といえます。まず、①従業員の給料について手取金額で契約している場合ですが、このような場合には、従業員の個人所得税の金額は企業が負担していることとなります。そのため、従業員としては自らが商業健康保険に加入し商業健康保険料控除を受けることができたとしても、自己が受領する給料の手取金額が変動するわけではないため、この点で従業員が積極的に商業健康保険への加入の事実を企業側に申告するとは限りません。しかしながら、企業側としては、商業健康保険料控除を受けられる場合には、相応する税額分の費用負担が減ることになりますので、社内制度上、従業員の商業健康保険への加入の事実を確認する制度を設計する必要があります。

次に、②従業員福利として会社が従業員の商業健康保険料を支出している場合についてですが、企業所得税の計算上、企業のこのような保険料支出については、従業員への給料の一部として認識して個人所得税の源泉徴収を行わなければならないものとされており、実質的にはこの保険料にかかる個人所得税の金額を企業側が負担することとなっていました。しかしながら、健康保険料控除制度の新設により、会社が購入する保険商品が商業健康保険料控除の対象となる場合には、上限までの金額については個人所得税の課税が免除されることとなりますので、この点で企業負担が減少することになります。今後、従業員福利として企業が従業員の商業健康保険料を支出する場合には、商業健康保険料控除の対象となる保険商品を選択するような調整を行う必要があるものといえます。

【ご案内】

上海成和ビジネスコンサルティング（税理士法人成和）では、今後以下の日程にて無料セミナーの開催を予定しております。参加をご希望の方は、下記の連絡先（担当：西澤）までお問い合わせください。

▶ 2016 年 4 月中旬 （時間未定） 【定員 20 名】

テーマ : 本社からの出張者にかかわる出入国管理と税務・会計
 会場 : 上海市内（未定）